

至誠館大学教職課程運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学教職課程委員会規程第8条第2項の規定に基づき、教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教職課程のカリキュラムに関する事。
- (2) 教職課程の授業科目の編成に関する事。
- (3) 課程認定内容の検討に関する事。
- (4) 授業改善方策の検討に関する事。
- (5) 授業実施計画の策定に関する事。
- (6) 教育実習に関する事。
- (7) その他教職課程に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 教務部長
- (2) 教職専任教員
- (3) 課程認定を受けている専攻から選出された教員各1名
- (4) その他学長が指名した者
- (5) 学務課長

(任期)

第4条 前条第2号から第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会等)

第8条 第2条の審議事項を円滑に運営するために、委員会の議を経て、部会等を置くことができる。

2 前項の部会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成23年 4月 1日 (制定)

改正 平成26年 4月 1日 (第1回改正)

平成31年 4月 1日 (第2回改正)